

## 2.

## 規制の対象となる広告等

**Q7** どのような表示内容が広告等に該当すると判断されるのですか？

【関連通知①第2の2(2)、関連通知②第2の2参照】

**Answer 1**

「広告その他の表示」とは、顧客を誘引するための手段として、その食品等の内容に関する事項や取引条件について行う表示を意味します。このため、個々の表示が広告等に該当するかどうかは、チラシやコマーシャルといった表示される媒体の形態のみならず、その内容や表示方法にも着目する必要があります。

**Answer 2**

具体的には、次の①～③の要件すべてに該当すると消費者が認識できるものは、規制対象となる広告等に該当するものと判断されます。

- ①顧客を誘引する（顧客の購入意欲を昂進させる）意図が明確にあること。
- ②特定の食品の商品名等が明らかにされていること。
- ③一般人が認知できる状態であること。

**Q8** 具体的な個別商品に関する情報が明示されていない場合は、「特定の食品の商品名等が明らかにされていること」に該当しませんか？

【関連通知②第2の2ウ、関連通知③参照】

**Answer 1**

特定の食品の商品名や販売業者名等に関する情報が広告等で明示されていなくても、付随している写真や説明書き等から特定の商品名等が認知できる程度に情報が表示されている場合は、「特定の食品の商品名等が明らかにされていること」に該当します。

**Answer 2**

例えば、特定の食品又は成分の健康保持増進効果等に関する書籍や冊子、ホームページ等の形態をとっていても、その説明付近にその食品の販売業者の連絡先やホームページへのリンクを記載している場合等は、特定の食品の商品名等が明らかにされていると判断されます。

